

入 札 公 告  
(事後審査方式)(入札説明書を兼ねる)

新群馬県トラック総合会館建設工事に係る一般競争入札を行うので、公告します。  
本件は、一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

令和4年11月7日

一般社団法人群馬県トラック協会  
会 長 武 井 宏

記

1 工事の内容

(1) 工 事 名

新群馬県トラック総合会館建設工事

(2) 工事場所

群馬県前橋市野中町322番地1、322番地4、322番地5

(3) 工事概要

新群馬県トラック総合会館建設工事

用 途：①事務所、②研修施設

構造規模：①鉄筋コンクリート造2階建て、②鉄骨造

延べ面積：①2,970㎡、②1,419㎡

工事内容：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、給排水工事、空調換気設備工事、  
外構工事

(4) 工事詳細

別冊図面及び仕様書のとおり

(5) 工 期

約15月間(令和4年12月～令和6年3月)

2 入札参加形態

単体による参加

3 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。

- なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- (4) 群馬県建設工事請負業者選定要領第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)に記載された者であること。
- (5) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に記載された者であること。
- (7) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。
- ① 資本関係
- ア 親会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。  
(子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社(以下、「更生会社」という。)又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続(以下、「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)
- イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。
- ② 人的関係
- ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- ・会社法第 2 条第 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - ・会社法第 2 条第 1 号の 2 に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - ・会社法第 2 条第 1 号の 5 に規定する社外取締役
  - ・会社法第 3 条第 4 号第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第 4 条第 2 号に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ウ) 会社法第 5 条第 5 号第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 5 条第 9 号第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (エ) 組合の理事
- (オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。
- ①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

- (9) 群馬県の令和4・5年度建設工事入札参加資格者名簿における建築一式工事の総合数値が950点以上の者であること。
- (10) 建設業法に基づく建築一式工事について、特定建設業の許可を得ていること。
- (11) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者（監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていること）又は主任技術者を工事期間中に、専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ① 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。
  - ② 入札参加資格の確認申請前において、継続して雇用しているものであること。
- (12) 前橋市又は伊勢崎市内に建設業法に基づき設置された本店があること。

#### 4 設計業務等の受託者

- (1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。  
株式会社勝山工務所
- (2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、株式会社勝山工務所が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

#### 5 入札参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下、「資料」という。）

- (1) 申請書及び資料は、令和4年11月14日(月)までに、一般社団法人群馬県トラック協会あて郵送又は持参により提出すること。
- (2) 申請書及び資料を提出した者には入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。
- (3) 提出書類
  - ① 入札参加資格確認申請書(別記様式1)
  - ② 会社案内、会社経歴書
  - ③ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
  - ④ 監理技術者等の資格(別記様式2)
    - ア この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。
    - イ 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。
    - ウ イを補足するための資料
- (4) 配置予定技術者
  - ア 同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、入札辞退届を提出すること。
  - イ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる。
- (5) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めること

がある。

(7) 申請書及び資料は返却しない。

## 6 設計図面及び詳細図面(CD-ROM)(以下、「設計図書等」という。)

(1) 設計図書等は、令和4年11月7日(月)から配布する。配布した設計図書等は入札日に持参し、返却すること。

(2) 設計図書等に係る質問は、令和4年11月7日(月)から令和4年11月22日(火)までに、下記提出先あて、質問内容をExcelにて作成し、電子メールにより提出すること。

(提出先) 株式会社勝山工務所 担当者：立川

電話：027-231-3590

メールアドレス：katuyama@pastel.ocn.ne.jp

(3) 設計図書等に係る質問があったときは、令和4年11月25日(金)までに、質問者に電子メールにより回答する。また、設計図書等に係る質問の回答は、申請書及び資料を提出した者全員にメールにより送付する。

## 7 現場説明会

行わない。

## 8 入札方法等

### (1) 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の引き換え又は変更は認めない。

(3) 入札執行回数は原則として2回までとする。

## 9 入札手続等

### (1) 入札執行日時

令和4年12月7日(水) 午後1時30分

### (2) 入札執行場所

群馬県トラック総合会館 2階 大研修室

## 10 入札保証金

免除

## 11 契約保証

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、有価証券の提供、金融機関又は保証事業会社の保証に代えることができる。契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）
- (3) 履行保証保険
- (4) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10%以上）
- (5) 利付国債もしくは地方債

#### 12 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。

#### 13 開札

- (1) 開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

#### 14 入札の無効

- (1) 入札参加資格がない者が行った入札
- (2) 入札に係る不正行為を行った者による入札
- (3) 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札
- (4) 同一の者が行った複数の入札
- (5) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札
- (6) 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき
- (7) 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
- (8) その他入札に関する条件に違反したとき
- (9) 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

#### 15 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) この入札は最低制限価格を設ける。最低制限価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (4) 落札候補者がこの工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者を落札候補者とする。

#### 16 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。
- (2) 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

17 工事請負契約書作成の要否  
要

18 支払条件

(1) 前払金

請負代金の30%以内

(2) 中間前払金

1回

(3) 部分払の回数

3回以内（請負代金が1,000万円を超えるもの）

中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を1回減じる。

(4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

19 火災保険を付することの要否  
要

20 この工事に密接な関連がある他の工事  
この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

21 その他

(1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

(2) 契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。

(3) この説明書は、本件に係る手続以外の目的に使用してはならない。

(4) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

(5) 記載のない事項等については、群馬県の入札説明書等に準ずる。